

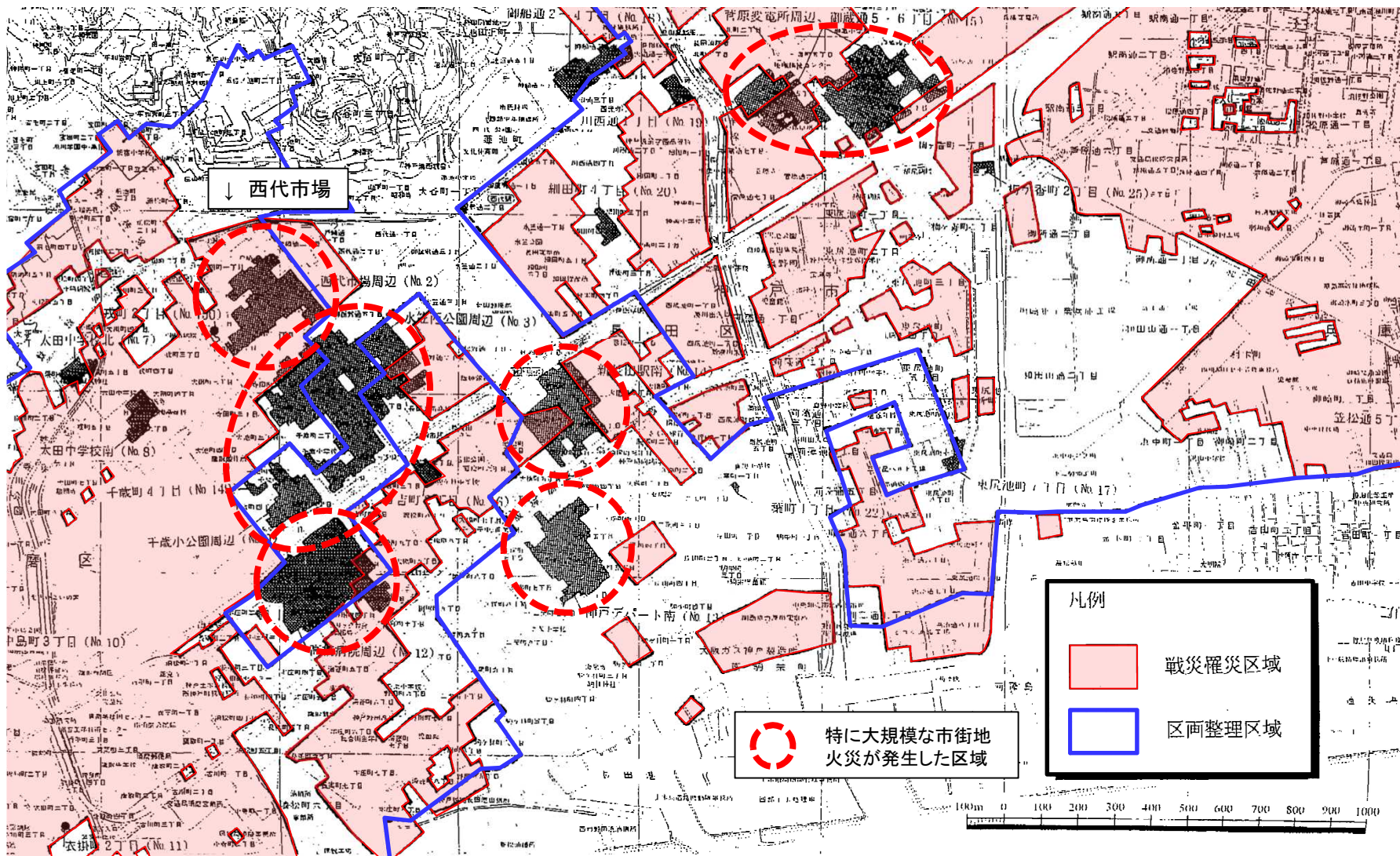
被災地域における建築物の状況等

- 火災焼失範囲においては、建築防火上の地域指定はかかっていない。
国道249号沿いの一部の地域のみ、準防火地域の指定がされている。



(国土地理院: 1月11日に撮影した空中写真(垂直写真) https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20240101_noto_earthquake.html#3-2 をもとに作成)

- 阪神・淡路大震災(平成7年)で特に大規模な市街地火災が発生した6か所の区域は、主に準防火地域に指定されている。(幹線道路沿いは一部防火地域指定)
- 6か所の内1か所(西代市場)を除き、戦災被害を免れた地域であり、耐震・防火性が低く、木造モルタル造より前の既存不適格の建築物が多かった可能性が推測される。



(参考)戦前建築物割合と延焼範囲

○ 特に大規模な市街地火災の発生区域については、6か所の内、1か所(西代市場)を除き、おおむね3割程度(26.5~48.7%)が戦前に建設された建築物であった。

